



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 中野 光雄  
(コード番号：3104 東証第一部)  
問合せ先 取締役 吉田 和司  
(TEL：03-3665-7612)

### 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 196 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行います。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 300,000,000 株から 30,000,000 株に変更することといたします。

##### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

##### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	117,200,000 株
株式併合により減少する株式数	105,480,000 株
株式併合後の発行済株式総数	11,720,000 株

- ④ 効力発生日における発行可能株式総数 30,000,000 株（併合前 300,000,000 株）

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	8,929 名 (100.00%)	117,200,000 株 (100.00%)
10 株未満	576 名 ( 6.45%)	1,469 株 ( 0.00%)
10 株以上	8,353 名 ( 93.55%)	117,198,531 株 (100.00%)

株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 576 名 (その所有株式の合計は 1,469 株。平成 28 年 3 月 31 日現在。) が株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

本株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 上記「1. 株式併合」および「2. 単元株式数の変更」に伴い、定款第 5 条および第 7 条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設ける

こととし、本附則は、本変更の効力発生をもって削除するものいたします。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第 31 条および第 42 条を変更するものであります。なお、定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)
<b>第 5 条</b> 当社の発行可能株式総数は <u>3 億</u> 株とする。	<b>第 5 条</b> 当社の発行可能株式総数は <u>3 千万</u> 株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
<b>第 7 条</b> 会社の 1 単元の株式数は <u>1,000</u> 株とする。	<b>第 7 条</b> 会社の 1 単元の株式数は <u>100</u> 株とする。
第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任限定)	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任限定契約)
<b>第 31 条</b> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	<b>第 31 条</b> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会 (社外監査役の責任限定)	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任限定契約)
<b>第 42 条</b> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	<b>第 42 条</b> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u> <u>第5条及び第7条の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成28年5月13日
- (2) 定時株主総会決議日 平成28年6月29日(予定)
- (3) 株式併合の効力発生日 平成28年10月1日(予定)
- (4) 定款の一部変更の効力発生日
  - ① 第5条(発行可能株式総数)および第7条(単元株式数)  
平成28年10月1日(予定)
  - ② 第31条(取締役の責任限定契約)および第42条(監査役の責任限定契約)  
平成28年6月29日(予定)

(参考) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式の振替手続の関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1（1,000 株から 100 株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合

を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。**

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

**Q 7 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 8** 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続については、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 9** 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会

平成 28 年 9 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合および単元株式数の変更の効力発生日

平成 28 年 10 月下旬 株式併合割当通知の発送

平成 28 年 12 月上旬 端数株式の処分代金のお支払い

**Q 10** 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A 10 特に必要なお手続はございません。

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上